仕　様　書

１　給油対象の船舶の保有場所及び艇数

南消防署水上出張所

広島市南区宇品海岸二丁目２３番３９号

消防艇　１艇

２　予定数量等

軽油[免税]（JIS　K2204号）　１９，２５０リットル

３　給油カードの発行、給油方法等

⑴　原則として、発注者は船舶１艇ごとに給油カードを２枚作成し、そのうち１枚を発注者が、残り１枚は受注者が保有する。

⑵　物品の納入に当たっては、発注者は受注者の、受注者は発注者の保有する給油カードに給油月日及び給油量を記入し、押印又は署名しなければならない。なお、受注者の事情によりこれらにより難い場合において、発注者は契約上支障が無いと認めた場合、受注者が作成する磁気カードに代えることができる。この場合、納品（給油の終了）の際、納品書を発注者に交付すること。

⑶　受注者は、給油に当たっては、本市職員の指示に従うこと。

⑷　受注者は、給油の際、給油カードに対応する船舶であることを確認すること。

４　代金の請求方法

⑴　受注者は、１か月（月の初日から末日までをいう。）ごとに、代金を発注者に請求すること。

⑵　軽油の消費量に単価を乗じた金額は、小数点以下を切り捨てること。